

かくだ企業立地ガイド

Kakuda Corporate Investment Guide



角田市の魅力

角田の5つの“め”

角田市の「食ブランド」をリードする食材「米・豆・梅」。地域イメージをリードする宇宙とスポーツが「未来の子供たちの夢」。歴史的魅力を象徴する「牟宇姫」。角田市は、「こめ・まめ・うめ・ゆめ・ひめ」の「5つのめ」の魅力でブランドづくりに取り組んでいます。

米 安心・安全の 美味しい角田産米	豆 大地の恵み、 角田産大豆	梅 伝統の味、 手づくり梅干	夢 宇宙への夢、 未来への夢	姫 伊達政宗の次女 牟宇姫
--------------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	----------------------------

お問合せ先

角田市産業建設部商工観光課

〒981-1592 宮城県角田市角田字大坊41
TEL (0224) 63-2120 FAX (0224) 63-4863
<http://www.city.kakuda.lg.jp>
E-mail: syoko@city.kakuda.lg.jp

宮城県経済商工観光部産業立地推進課

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁14階
TEL (022) 211-2732 FAX (022) 211-2739
<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sanritu/>
E-mail: sanritu-ka@pref.miyagi.lg.jp

宮城県東京事務所

〒102-0093 東京都千代田区平河町二丁目6-3 都道府県会館12階
TEL (03) 5212-9047 FAX (03) 5212-9049
E-mail: tokyo-ki@pref.miyagi.lg.jp

宮城県大阪事務所

〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田一丁目3-1-900 大阪駅前第一ビル9階
TEL (06) 6341-7905 FAX (06) 6341-7906
E-mail: oosakaz@pref.miyagi.lg.jp

宮城県名古屋産業立地センター

〒460-0022 愛知県名古屋市中区金山1丁目12番14号 金山総合ビル5階
TEL (052) 331-7461 FAX (052) 331-7462
E-mail: nagoyailc@pref.miyagi.lg.jp



このまちと共に、未来を創り出そう。

角田市 KAKUDA CITY

位置 本市は宮城県の南部に位置し、仙台から南に約31kmの所にあります。
面積 面積は147.53km²で東西約15km、南北約18kmです。
地勢 本市は阿武隈山地の分脈である300m以下の丘陵性の山地に囲まれ、市中央から東寄りに阿武隈川が南北に貫流しています。このような地形から丘陵地帯では、りんごやなし、梅などの果樹がさかんに栽培されています。また、阿武隈川流域の平坦地には肥沃な耕地がひらけていることから、宮城県内でも有数の米作地帯であり「おいしい角田産ひとめぼれ」の産地となっています。
気候 阿武隈山地の北端にひらけた盆地状の地勢であることから、積雪はほとんどなく年平均気温は13.0度と宮城県内でも非常に温暖な地域です。

角田市の位置



角田市への交通アクセス

鉄道 ●東北新幹線：白石蔵王駅まで17km(所要時間25分)
 高速道路 ●東北自動車道：白石ICまで22km(所要時間30分)
 常磐自動車道：山元ICまで11km(所要時間15分)
 山元南スマートICまで13km(所要時間20分)
 空港 ●仙台空港まで29km(所要時間40分)
 相馬港まで29km(所要時間40分)

地域内の高校

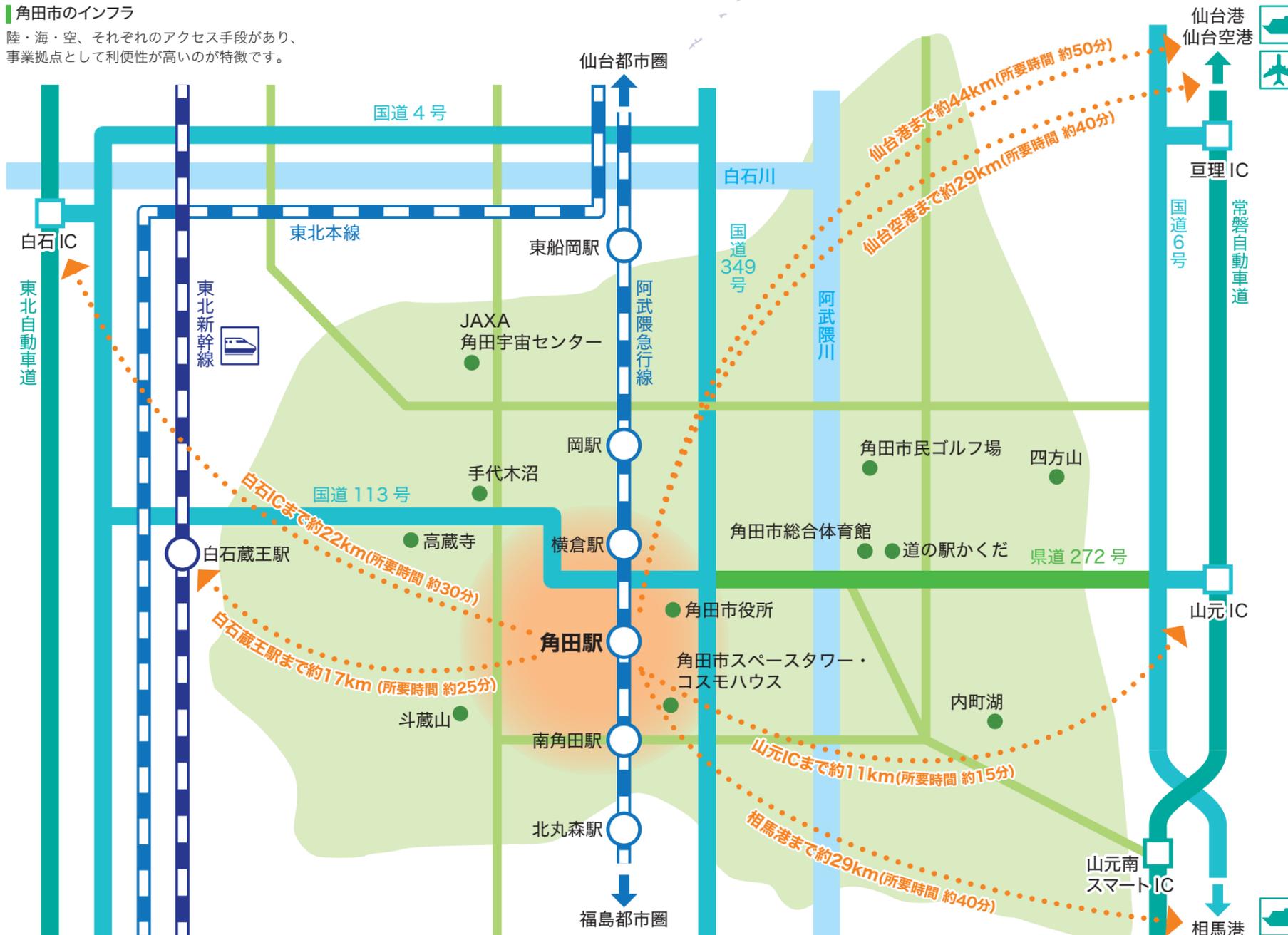
工業高校 ●白石工業高
 普通高校 ●角田高、白石高、柴田高
 その他 ●大河原産業高、伊具高

生活環境(市内)

病院 ●仙南病院、金上病院、同済病院、他医院多数
 文化施設 ●図書館、市民センター
 スポーツ施設 ●市民ゴルフ場、屋内温水プール、総合体育館、テニスコート、陸上競技場、野球場、パークゴルフ場
 保健福祉施設 ●総合保健福祉センター(ウエルパークかくた)他
 道路施設 ●道の駅かくた

角田市のインフラ

陸・海・空、それぞれのアクセス手段があり、事業拠点として利便性が高いのが特徴です。



角田市企業立地優遇制度の概要

名称	企業立地奨励金	雇用奨励金	用地取得助成金	緑化推進助成金
対象企業者(指定企業者)	対象企業者(指定企業者)が市内事業所の新設・増設または移設に要した投下固定資産にかかる固定資産税・都市計画税に相当する額を交付します。	対象企業者(指定企業者)が市内事業所の新設・増設または移設に伴い採用した新規常用雇用者(市内に住所がある者に限る)一人につき一定額を交付します。	対象企業者(指定企業者)が市内事業所の新設・増設または移設に伴い取得した事業用地の取得価格の一部を交付します。	対象企業者(指定企業者)が市内事業所の新設・増設または移設に係る取得用地の緑化に要した経費の一部を交付します。
対象地域	市内全域	市内全域	特定区域 特定区域以外の区域	市内全域
交付要件	指定企業者	指定企業者が、事業開始から3年までの間に、角田市に住所がある方を新たに常用雇用者として雇用し、引き続き1年以上雇用していること(新規常用雇用者)。	①指定企業者が、事業のために使用する用地をおおむね3,000m ² 以上取得すること。 ②用地取得後3年以内に事業を開始すること。	①指定企業者が、事業のために使用する用地をおおむね3,000m ² 以上取得すること。 ②用地取得後3年以内に事業を開始すること。 ③事業開始3年以内に取得用地面積の10%以上を緑化すること。
交付金額	投下固定資産(土地・家屋・償却資産)にかかる固定資産税・都市計画税相当額。ただし、土地については、新設等した事業所の家屋の建築面積の部分に限る。 ※事業所を建て替えた場合は、新・旧事業所それぞれにかかる固定資産税・都市計画税の差額相当額	次の①と②の合算額 ①新規常用雇用者数(新規学卒常用雇用者を除く)×10万円 ②新規学卒常用雇用者数×15万円	用地取得価格の30%相当額	用地取得価格の10%相当額 緑化に要した経費の30%相当額
交付限度額	なし	なし	1億円	200万円
交付対象期間	5年間	3年間(ただし、新規常用雇用者1人につき1回)	1回	1回

投下固定資産：企業が事業所を新設・増設または移設するために取得(賃借を含む)した土地・家屋および償却資産のうち、市の固定資産課税台帳に登録されたもの
 特定区域：工場立地法第3条に規定する工場立地調査簿に記載された市有地
 新規学卒常用雇用者：新規常用雇用者のうち、高校、大学、専門学校などを卒業してから採用までの期間が1年に満たない者